

6 医第 6 号
令和 6 年(2024 年) 4 月 5 日

保健福祉事務所長
中核市保健所長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」の改正について (通知)

今般、事業者による社会的障壁の除去に係る障害者への合理的配慮の提供等の義務化等を改正内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和 3 年法第 56 号)が令和 6 年 4 月 1 日より施行されることに伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(令和 5 年 3 月 14 日閣議決定)に即し、標記ガイドラインが改正されました。

本ガイドラインは、医療分野の事業者が、障害者に医療サービスの提供を行う際に、様々な状況に応じて柔軟に合理的配慮を提供することができるよう、具体例を盛り込みながら必要な考え方を示しているものですが、今回の改正において、更に事例の追加などがされています。

つきましては、本ガイドラインについて御了知いただくとともに、貴管下医療機関等への周知をお願いします。

なお、一般社団法人長野県医師会長、一般社団法人長野県歯科医師会長、公益社団法人長野県看護協会会長、一般社団法人長野県助産師会長、及び市町村衛生主管部局あて別紙のとおり通知しましたので申し添えます。

(問合せ先)

担 当 医療政策課 企画管理係 江上
電 話 026-235-7145 (直通)
E-mail iryo@pref.nagano.lg.jp